

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社佐藤工務店
業者の住所 : (法人番号4240001038078)
広島県尾道市高須町3733-1
- 2 指名停止措置期間 : 令和8年9月2日 から 令和9年1月1日 まで(4か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
- 4 事 実 概 要 : 上記有資格者業者の元代表取締役は、尾道市上下水道局が発注した2件の工事において、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、広島地検に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第10号(競売入札妨害又は談合)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄) 付表第2

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員と締結した工事請負契約等務に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から3月以上12月以内